HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「ブリティッシュ・バンク」の植民地定着に関する一考察:オーストラリアを中心にして
Author(s)	石田, 高生
Citation	經濟學研究, 35(3), 79-92
Issue Date	1986-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31708
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(3)_P79-92.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 35-3
北海道大学 1986. 1

「ブリティッシュ・バンク」の植民地定着に関する一考察

—— オーストラリアを中心にして ——

石田高生

はじめに

「ブリティッシュ・バンク」とは，オーストラリアに進出したイギリス植民地銀行のよび名である。この銀行群の特質は，進出当初預金業務を資金源泉とすること[1]，本国との為替業務を営み，為替市場において圧倒的優位に立っていたことである[2]。前稿で述べたが，オーストラリアに進出した植民地銀行群は，インド・極東の植民地銀行群が1870年代後半から大幅な後退をせまられたのと異なって植民地内部の業務を拡大し，オーストラリアの再生産過程と金融制度に定着した[3]。

そこで「ブリティッシュ・バンク」がどのような過程を通して植民地の再生産過程と密接な関係を形成していったのか，またそれとともにいかにしてオーストラリアの金融制度の一環に重要な地位を確保し続けたのかが問題となる。この課題は，オーストラリアの植民地経済の発展とこれに規定された金融制度の特質と構造変化を抜きにしては考えられないだろう。本稿はおもにオーストラリアの銀行の業務上の変化を考察し，その変化につれて「ブリティッシュ・バンク」も業務を変容させていったことを確認することにする。

オーストラリアの金融制度の発展は，一般に4つの時期に分けられるが，本稿が対象とする時期は，1851年の金の発見から1893年の金融恐慌の収束にいたる時期であり，これはオーストラリア金融制度の発展の第2期といわれる時期である[4]。この時期を取りあげる理由は，「コロニアル・バンク」が1840年代後半から1850年代にかけてロンドンへ進出して為替業務を開始したことによって，「ブリティッシュ・バンク」

1) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank*（以下 S. J. Butlin, *ANB* と略記する), London, 1961, p. 2.

2) S. J. Butlin, *Foundations of The Australian Monetary System 1788-1851*（以下 S. J. Butlin, *Foundations* と略記する), London and New York, 1953, pp. 473-485.

3) 拙稿「イギリス植民地銀行の変遷過程—19世紀中葉を中心として—」（北海道大学『経済学研究』第34巻第3号，1984年）65-66頁。

4) A. L. G. マッカイは，オーストラリアの金融制度の発展を第1期1850年まで，第2期1851-1893年，第3期1893年以降と3つの時期に分けている（A. L. Gordon Mackay, *Australian Banking and Credit System*, London, 1931 p. 5)。彼が第2次大戦後の金融制度の発達をみれば，その時期をもう1つの時期区分として加えたと推測される。R. F. ホルダーは，NSW 銀行（Bank of New South Wales の略であり，以下 New South Wales を NSW と略記する）の社史で第1期1817-1850年，第2期1850-1893年，第3期1894-1929年，第4期1930-1970年と4つの時期区分を示している（R. F. Holder, *Bank of New South Wales*, Sydney, 1970)。S. J. バトリンもオーストラリア・ニュージランド銀行の社史で同様の時期区分を示している。

が為替市場における優位性を喪失する[5]とともに金の発見とそれに続くオーストラリア経済全体の拡大にたいして業務的再編を迫られたことにある。

金の発見は，金の輸出を実現するとともにシドニーに王立鋳造所の支所を設立させることによって為替相場の安定をもたらした[6]。そして為替相場の安定は，貿易の拡大と資本流入の条件となると同時に，オーストラリアの銀行の為替取引を安全なものにした。また為替相場の安定によってロンドンにおける為替準備金のウエイトを減少させることになった[7]。

さらに1850年代以降，移民の急増による人口の増加，各植民地の内陸開拓と新産業の飛躍的発展，外国貿易の拡大，イギリス資本の流入等にみられる経済全体の発展を背景に新しい銀行の設立と銀行間の預金と貸付をめぐる競争が激化した[8]。特に1860年代の土地改良政策は，イギリス資本の流入を資金的よりどころとして銀行の牧畜金融を拡大させ，銀行の貸付構造を大きく変容させることになった。この時期の銀行制度における顕著な変化は，貸付構造とともに決済制度にも現われた。特に決済制度の場合，銀行の発券制度の変容が注目される。本稿では，この第2期の銀行制度の中で大きな変容を示した貸付構造の変化と発券集中の過程を取りあげ，その変化の過程を明らかにする。これらの変化において「ブリティッシュ・バンク」がどのようにオーストラリア植民地の再生産過程に定着していったかということまた金融制度の一環として機能していったかということを考察する。

5）「ブリティッシュ・バンク」の為替市場における優位性については，S. J. Butlin, *Foundations*, pp. 478-490を参照されよ。また「コロニアル・バンク」のロンドン進出は，シドニー商業銀行(Commercial Banking Company of Sydney)が1840年に London Joint Stock Bank と代理店契約を結んだことから始まる。

6）A. L. G. Mackay, *op. cit.* pp. 60-61. シドニー王立鋳造支所は，1855年に設立され，ソブリン貨，半ソブリン貨を鋳造した。この鋳貨は本国と同等の品位と重量を持ち無制限法貨として流通した(S. J. Butlin, *ANB*, p. 121)。また為替相場の安定は，NSW 銀行のロンドン宛為替手形の買い取りレートの年変動幅が1856年から3％以内におさまったことから確認できる (British Parliamentary Papers, Colonial, Australia, 23, p. 283)。

7）S. J. Butlin, *ANB*, p. 122.

8）*Ibid.*, pp. 173-174.

一　貸付業務の変化

金の発見がオーストラリア経済の発展に各種の影響を与えたのを背景に[9] 1860年代にはいると各植民地政府は，王領地（Crown Land）の売却による牧場の整備と未耕地の開拓に乗り出した[10]。この土地改革によって牧畜業の資金需要の構造は大きく変化することになった。1850年代までの牧畜業の資金需要は，羊や農器具の購入と旱魃等の自然条件の悪化とにともなうわずかな額の需要であった[11]。だが土地改革以降の資金需要は，スクオター（牧羊者）の王領地購入代金と土地改良にともなう新資本形成とから生じてきた。特に新資本形成費用の発生は，政府から購入された土地が土地改良を条件としていたこと，また新たに販売された土地が，比較的痩地であったために土地改良を必要としたことによった[12]。政府による土地売却額は，1870年代にはいって増加し，1877年をピークにしてその後1890年代まで停滞した。これにたいして新資本形成のための資金需要は，1871年に土地購入資金需要を上回り，1870年代の中頃ま

9）金の発見の影響については，荒井政治「オーストラリアの経済開発と英豪関係」（矢口孝次郎編『イギリス帝国経済史の研究』東洋経済新報社，1974年）97-102頁を参照されたい。

10）土地改革については，マニング・クラーク・竹下美保子訳『オーストラリアの歴史』サイマル出版会，1978年，165-170頁，S. H. Roberts, *History of Australian Land Settlement 1788-1920*, Melbourne, 1968, pp. 236-246を参照されたい。

11）N. G. Butlin, *Investment in Australian Economic Development 1861-1900*（以下 N. G. Butlin, *Investment* と略記する）Cambridge, 1964, pp. 112-113.

12）マニング・クラーク，前掲書，167-168頁。

で後者のほぼ2倍を維持していた。そして1877－91年の間の牧畜業における資金需要の主要なものは，この新資本形成のための資金需要であった[13]。

資金需要の内容が1860年代を境に大きく変化したことは，オーストラリアの銀行業の貸付業務に大きな変化をもたらすことになった。1860年代までの銀行の貸付業務の中心をなしていたものは，手形割引（為替手形の買い取りと手形貸付を含む）であった。だが1860年代から手形割引は急速に減少し，代って現金信用（cash credit）と当座貸越（over draft）が増加し始め，1880年代には貸付業務の中心をなした。表・1は，NSW 銀行（Bank of New South Wales の略）の貸付業務の変化を示したものであるが，同行の貸付業務は1860・70年代に手形割引から現金信用・当座貸越へ大きく転換したことがわかる。

当時のオーストラリアにおける手形割引について簡単に考察しておくことにする。初期には銀行にとって手形割引は不可能でさえあったと言われるが[14]，すでに1850年代には貸付業務の主要な形態となっていた。高額面の手形割引は，振出人の他に2名の保証人を必要としていた。また銀行は，手形割引にさいして不動産権利証書および抵当証券を割引の見返り証券として要求していた[15]。NSW 銀行は，一般に土地証券にたいして貨幣の貸付を認めなかった。だが，この禁止規定は，為替手形・約束手形にたいする見返り証券として土地証券を取ることにまで適用されるものではなかった[16]。手形割引は一般に短期貸付に分類されていたが，オーストラリアでも6ヶ月以上の手形は振り出されていなかった[17]。だが，こうした短期貸付だけでは

13) N. G. Butlin, *Investment*, pp. 114–115.
14) A. L. G. Mackay, *op. cit.*, p. 12.
15) R. F. Holder, *op. cit.*, p. 217.
16) *Ibid.*, p. 368.
17) *Ibid*, p. 217. 銀行は，割引した手形のうち還流の確実性を確認できるものにかぎって，要求されれば手形の書き替えに応じていた。

表・1　NSW銀行の割引・貸付業務の変化
（千ポンド）

植民地名	割引・貸付	1860年	1870年	1880年
N S W	割引	1,176	637	468
	貸付	332	1,398	2,757
	計	1,511	2,060	3,167
ビクトリア	割引	1,078	926	583
	貸付	185	331	723
	計	1,238	1,290	1,290
クインズランド	割引	59	135	119
	貸付	16	178	333
	計	80	322	449
ニュージーランド	割引	－	561	364
	貸付	－	191	462
	計	－	680	793
南オーストラリア	割引	－	－	117
	貸付	－	－	120
	計	－	－	226
全植民地	割引	2,313	2,259	1,651
	貸付	533	2,098	4,395
	計	2,829	4,352	5,924

（注）　割引（受取手形）と貸付（当座貸越と現金信用）は，9月30日付の半年毎の支店バランスからのものである。それらは，転送項目とロンドンの数字を除く。貸付合計は，各植民地で公表された9月の四半期間の平均である。それゆえに各構成部分と合計は正確に比較できない。
（出典）　R. F. Holder, *op. cit.*, p. 364.

1860年代以降の長期的性格の資金需要を十分に満たすものでなかった。為替業務および預金業務をめぐる銀行間競争の激化の中で，銀行は牧畜業への貸付競争に乗り出した。その場合の貸付形態が現金信用であった。つまり現金信用は，証書貸付の一種であり，その資金回収期間が手形のユーザンスよりも長かったので手形割引よりも長期的貸付にむいていた[18]。

現金信用は，借手とそれ以外の2名の連帯保証人によって保証された証書貸付の形態をとっており，見返り証券として不動産権利証書（王領地の賃借登録権利証書を含む）が要求され

18) *Ibid.*, p. 366.

た[19]。スクオターにたいする現金信用は，1850年代に登場したが，まだ本格化するに至らなかった。NSW 銀行がスクオターにたいして現金信用の形態で貸付を拡大したのは，1861年であった。同行の1861年のバランス・シートによれば，現金信用と当座貸越は貸付総額の5分の1近くまでになっていた[20]。そして1869年には，同行の手形割引の貸付総額に占める割合は，NSW 植民地において3分の1を下回っていた[21]。そして1880年にはビクトリアにおける全銀行による土地を担保にした貸付は，貸付総額のほぼ3分の2に達していたと推定されていた[22]。

以上のように1860年代は，オーストラリアの銀行が貸付業務の構造を大きく変えた時期であるが，この傾向は「ブリティッシュ・バンク」の動向にも十分見ることができる。表・2は1880年におけるオーストラレイシア銀行の牧畜貸付の状況を示したものであるが，これによると同行の牧畜貸付は貸付総額の半分よりわずかに少なかった。そしてユニオン銀行による土地を担保にした貸付はオーストラレイシア銀行のその割合よりもわずかに少なかった[23]。

表・2　オーストラレイシア銀行の牧畜貸付

(千ポンド)

	勘定数	貸付額
99千ポンド以上	6	825
40～99千ポンド	18	998
20～40千ポンド	16	441
1～20千ポンド	225	952
1千ポンド以下		1,015
牧畜貸付総額		4,231
貸付総額		9,950

(注)　貸付額は100ポンド台で四捨五入しており，各貸付額の合計と「牧畜貸付総額」とが一致していない。

(出典)　S. J. Butlin, *ANB*, p. 251.

19) *Ibid.*, p. 219.
20) *Ibid.*, pp. 220-221.
21) *Ibid.*, p. 366.
22) S. J. Butlin, *ANB*, p. 249.
23) *Ibid.*

銀行にとって不動産権利証書を見返り証券として現金信用を拡大することには2つの問題点があった。第一には，スクオターへの貸付額をどれぐらいに決めるかという点であった。第二は，見返り証券としての不動産権利証書が確定担保となりうるかという点であった[24]。第一の点に関して言えば，ユニオン銀行が各々の貸付額をスクオターの一年間の生産額に限定するという原理を採用していたことが注目される[25]。

次に担保の確実性について考察しておこう。現金信用は，長期性の貸付であるために季節的変動からくるリスクも大きかった。先に見たように現金信用の見返り証券には，羊や土地等々の不動産権利証書が取られたが，植民地法は，銀行が一般に土地証券にたいして貸付を行なうことを禁止していた。60年代初めにスクオターにたいして銀行の貸付が規則的に行なわれるようになったとき，銀行は現金信用の返済が不履行となった場合に，その見返り保証としての不動産にたいする獲得権に疑問をいだいていた。だが政府は，土地所有制度の改革にともなって銀行が土地購入および改良のためにより多くの資金を貸し付けることに好意をもつようになった。そして1864年のNSW とクインズランドの会社法は，為替手形・約束手形・貸付証書にたいする見返り証券として土地の抵当権を承認した[26]。こうした法律上の変化は銀行の現金信用にたいする保証問題を清算することになった。

銀行がスクオターたいして現金信用を拡大したことは，困乱を避けるために自発的に土地を牧畜金融会社や銀行に担保として入れるのを別とすれば[27]，現金信用にたいする返済不履行の結果として銀行への土地所有の集中をもたらすことになった。他方，スクオターは土地の所有者から単なる牧場の管理者へと大きく立場を変

24) *Ibid.*, p. 213.
25) *Ibid.*, p. 218.
26) R. F. Holder, *op. cit.*, p. 368.
27) スクオターと新たな入植者との混乱については，マニング・クラーク，前掲書，168頁を参照されよ。

表・3　NSW の登録牧畜借地人数（1866～1889—90年）

年	銀　行	非銀行会社	個人のグループ	単一の個人	合　計
1866	7 (0.2)	30 (0.8)	795(22.5)	2,689(76.5)	3,521
1871	256 (7.5)	57 (1.6)	983(27.3)	2,314(63.6)	3,610
1879	579(13.4)	155 (3.6)	1,122(25.8)	2,467(57.2)	4,323
1888—9	375(23.5)	215(13.5)	273(17.1)	734(45.9)	1,597
1889—90	367(22.9)	244(15.2)	282(17.5)	719(44.4)	1,612

（注）（ ）内の数は合計にたいする百分率。
（出典）N. G. Butlin, Company Ownership of N. S. W. Pastoral Stations 1865—1900, *Historical Studies Australia and New Zealand*, Vol. 4, No. 14, May, 1950, p. 94.

えることになった。

表・3は，NSW における登録牧畜借地人をグループ別に分類したものである。これによると銀行の登録牧畜借地人数が1866年の1％弱から1889－90年の22.9％へ増加したことは，借地全体が減少していることを考えても1870・80年代に銀行の牧場登録が増加したことを推測させる。そして登録会社は，5つの銀行を含む10社に集中していたことから同時に牧場所有の集中が進行したと考えられる。ちなみに登録数の多い順から銀行名をあげれば次のようになる。NSW 銀行，シドニー商業銀行，オーストラリア株式銀行，ユニオン銀行，オーストラレイシア銀行である[28]。

現金信用の貸付総額に占める割合にしても，また銀行による牧場の登録数にしても，「ブリティッシュ・バンク」は「コロニアル・バンク」に遅れをとっており，現金信用による貸付業務にたいして比較的慎重であった[29]。そして各銀行は，初めの頃不動産権利証書を担保にした貸付には商人を媒介して行なうようにしていた。

スクオターが銀行から資金を借り入れる場合，彼はまず商人宛に羊毛代金の取り立てのための手形を振り出した。商人はスクオターに貨幣を渡し，見返り担保として不動産権利証書を獲得した。次に商人は牧畜業者の振り出した手形を担保に銀行に手形貸付を依頼して貨幣を獲得した。だが銀行は，手形貸付の見返り担保として商人が保有している牧畜業者の不動産権利証書を要求した。こうした商人を介した現金信用は，商人と牧畜業者の間の羊毛取引額に制限されるという限界を持っていた[30]。そこで各銀行は，直接貸付を着実に広げることに努力した。

オーストラレイシア銀行は，1894年に牧場保有数232，面積25,563平方マイルを所有していた。同じ年 NSW 銀行は，保有数402，面積37,045平方マイルであった[31]。西オーストラリア政府が，1889年6月に作成した『土地の譲渡・販売・賃借に関する報告』によれば，西オーストラリア植民地のクラウン借地の賃借登録認可者の中に3つの銀行がはいっているが，ユニオン銀行は全賃借登録認可者中最大のものであった。同行は，西オーストラリアにおいて1889年に217牧場，8,070,565エーカーの賃借権を登録していた[32]。

見返り証券として銀行の所有となった土地証券はすみやかに販売することが求められた[33]。だが販売の状況は，牧畜ブームの動向に強く左右されており，牧畜業の動向が不活発な場合，

28) N. G. Butlin, Company Ownership of N. S. W. Pastoral Stations 1865-1900, *Historical Studies Australia and New Zealand*, Vol. 4, No. 14, May, 1950, p. 97.
29) S. J. Butlin, *ANB*, p. 214.
30) *Ibid.*, p. 215.
31) 伝田功「豪州経済の発展と資本輸入」（滋賀大学『彦根論叢』第125号，1967年）33頁。
32) British Parliamentary Papers, Colonies, Australia, 31, pp. 266-269.
33) S. J. Butlin, *ANB*, p. 214.

銀行による所有証券の販売は困難をきわめ[34]，先にみたように銀行に土地証券が保有された。この土地証券の買い手は，信託請負人か個人があげられる[35]。だが土地証券の流動化市場については不明の点も多く別に稿を改めることとする。

そこで銀行が土地証券を長期に保有することができたのは，銀行預金の長期的特質にあったと推測される。オーストラリアにおいて固定預金のうち最も短かいものでも3ヶ月であった。固定預金の平均期間は，12ヶ月であり，きわめて多くの場合2年ないしそれ以上のものであった[36]。1893年3月に NSW における銀行預金に占める固定預金の割合は73.3%に達していた。だがこうした高い固定預金の割合は，金融恐慌を契機に減少し始めた[37]。また金融恐慌を契機に銀行は，スクオターへの貸付から手を引き，スクオターや農民への長期性の資金が，政府貸付および政府の貯蓄銀行による貸付によって進められるようになった[38]。つまり銀行は，1870・1880代年の長期貸付の混乱を教訓にして1890年代以降の預金の短期化とともにスクオターへの長期貸付を減らしていった。

加えてイギリス預金がロンドンの為替準備金の短期的変動のクッションとして運用されただけでなく，植民地貸付に広く運用されたこと[39]が牧畜金融の拡大を可能にしたと考えられる。表・4は，ユニオン銀行のロンドン預金の変動を示したものであるが，ロンドン預金は，1870年代の末から1890年の初めにかけて増加しており，多額のロンドン預金が植民地内業務へ向かったと推測される。

34) R. F. Holder, *op. cit.*, p. 378.
35) J. D. Bailey, *A Hundred Years of Pastoral Banking, A History of the Australian Mercantile Land & Finance Company 1863-1963*, Oxford, 1966, p. 56.
36) A. L. G. Mackay, *op. cit.*, p. 15.
37) T. A. Coghlan, *Labour and Industry in Australia*, Vol. IV, Oxford, 1969, p. 2130.
38) S. J. Butlin, *ANB*, p. 322.
39) *Ibid.*, p. 240.

表・4　ユニオン銀行の預金の変動　（ポンド）

年	ロンドン預金		預金総額		ロンドン預金の割合
1877	①	240		—	—
1878	⑦	612	⑥	6,912	9%
1880	①	734	⑧	6,719	11%
1882	⑤	595	⑧	7,542	8%
1884	⑤	1,529	⑧	9,958	15%
1886	⑦	2,061	⑧	11,475	18%
1888	①	1,470	②	12,363	12%
1890	④	1,860	②	13,799	13%
1892	⑪	2,400	⑫	14,005	17%
1894	③	2,761	⑧	16,794	16%
1896	①	1,330	⑧	17,135	8%
1897	⑪	888	⑫	15,366	6%
1899	②	726	⑧	14,943	5%

（注）　○の中の数字は月を示す。
（出典）　ロンドン預金は S. J. Butlin, *ANB*, p. 240, p. 306, p. 316, 預金総額は，*Bankers' Magazine* 各号より作成。

結果として銀行の保有となった牧場についても，銀行による直接的管理と運営には限界もあった。そして銀行は，好ましい展望のない牧場を有益に管理することは不可能であると考えていた[40]。そのかぎりで銀行による牧場の所有と支配は，牧畜金融会社による直接的管理・運営と大きく異なっていた。牧場を所有した非銀行会社は，牧場の家畜・農器具等々の購入品と生産物である羊毛を直接に管理していた[41]。これにたいして銀行による牧場の管理は，当座預金制度と委託販売制度を特徴としていた。

オーストラリアにおける当座預金制度は，1860年代以降現金信用とともに拡大してきた業務であった。銀行は，以前の牧場所有者であるスクオターを牧場管理者として牧場経営にあたらせた。そして彼等に当座預金勘定を設定させ，この勘定を通して牧畜業者の各種購入代金の支払いと販売代金の受取を行なわせた。つまり銀行は，当座預金制度によって牧畜業者の資金管

40) *Ibid.*, p. 215.
41) N. G. Butlin, *Company Ownership of N. S. W. Pastral Stations*, p. 106.

理を行い，彼等を金融的に支配した[42]。

次に委託販売制度について考察しておこう。非銀行会社は牧畜業者の羊毛販売を直接に支配することから利益を引き出していた。これにたいして銀行は，牧畜業者から羊毛の一部を委託販売として引き受けた。委託販売制度は，銀行にとって①非銀行会社との競争において有効な防衛策として[43]，②銀行による羊毛収益の管理として，③ロンドンでの委託販売によってロンドン資金確保の一源泉として，利益のあるものであった[44]。銀行による委託販売制度の始まりは，1855年に NSW 銀行がロンドンにおいて羊毛取引を行なっていたという記録が最も古いようである[45]。そして1860年代の中頃になると多くの銀行によって行なわれるようになった。オーストラレイシア銀行は，1863年に委託販売業務を開始したが，その時期でも同行はこの業務をきびしく制限しており，ユニオン銀行はこうした業務をまだ営んでいなかった[46]。

銀行は，現金信用の拡大によって結果的には自分の手に牧場所有を集中した。この所有した牧場の金融的・経営的管理を当座預金制度と委託販売制度によって行なった。特に，当座預金・貸越制度は，銀行による牧畜業者支配を基礎として彼等の各種取引の決済をほとんど媒介するようになった。それまで決済通貨として重要な意味を持っていた銀行券の流通は，当座預金・貸越制度の発展によって狭められることになった。すなわち銀行券に代って，かなりの程度まで小切手が決済通貨として流通し始めた。オーストラレイシア銀行は，支店で未利用銀行券をわずかに供給することを除くと，1871年からメルボルンの発券局に銀行券の管理と記帳を集中した[47]。1870・80年代は，オーストラリアの銀行制度の発展からすれば，手形割引から現金信用・当座貸越制度への貸付構造の転換期であった。だが貸付構造の転換は，スクオターにたいする支配関係を形成するとともに，牧畜業との関係を中心に決済制度の変化をもたらした。つまり当座預金制度を拡大し，逆に「商業流通」の決済通貨としての銀行券のウエイトを減少させることになった。このことは銀行の性格を民間発券銀行から預金銀行へと転換させる条件となった。

オーストラリアにおける銀行の預金銀行化とともに「ブリティッシュ・バンク」も植民地の主要産業である牧畜業と密接な関係を形成し，同時にオーストラリアの預金銀行としての位置を明確なものとしていった。次節では，貸付構造の変化にともなう決済制度の変容のなかで，オーストラリアの銀行券流通の大きな変化について考察を加えることにする。

二　発券集中の過程

オーストラリアにおける初期の通貨としては，スペイン・ドル (Spanish dollar-5s)，ダンプ (Dump=English Shilling-1s. 1d.)，銅鋳貨 (Copper Coin-2d.) およびルピー (Rupee-2s. 6d.) を始めとする他の外国鋳貨が流通していた[48]。そして1821－25年に一時的にスペイン・ドルを本位および価値尺度として機能させようとしたこともあったが，本国イングランド銀行の兌換再開と貿易の拡大によって，銀貨流通は対イギリス貿易にとって不安定な要因となり，1829年に本国スターリングを導入することを決定した。スターリングの導入によってスペイン・ドルは外国へ輸出され，金貨の流通が拡大することになった[49]。だがスターリングの供給は不安定であり，1851年金の発見とシドニー鋳造支所の設立以降鋳貨供給は安定することになった[50]。その後鋳貨および小額通貨の流通

42) *Ibid.*
43) S. J. Butlin, *ANB*, p. 220.
44) R. F. Holder, *op. cit.*, p. 372.
45) *Ibid.*, p. 370.
46) S. J. Butlin, *ANB*, pp. 219-220.
47) *Ibid.*, pp. 186-187.
48) R. Chalmers, *History of Currency in British Colonies, Colchester*, Rep. 1972, pp. 242-243.
49) *Ibid.*, pp. 249-250.
50) A. L. G. Mackay, *op. cit.*, p. 5.

表・5　オーストラリアの銀行券発行額

(千ポンド)

植民地名＼年	1860	1865	1870	1875
クインズランド	43	182	147	350
南オーストラリア	238	341	212	419
タスマニア	126	84	81	105
NSW	950	729	695	1,114
ヴィクトリア	1,834	1,319	1,213	1,383
合計	3,191	2,655	2,348	3.371

(出典)　S. J. Butlin, *ANB*, pp. 178–187 より作成。

表・6　NSW の銀行券流通額

(千ポンド)

1871年	694
1875年	1,080
1880年	1,174
1885年	1,714
1890年	1,503

(出典)　R. Chalmers, *History of Curency in British Colonies*, Colchester, Rep. 1972, p. 262.

に大きな変化はなかった。

銀行券は，1817年設立の NSW 銀行による銀行券の発行を最初に，以下民間銀行が発行する兌換銀行券が流通していた。これらの銀行券は，1834年以前に1ポンド以下のものが発行されたり，ドル表示およびドル兌換のものが発行されたこともあったが[51]，オーストラレイシア銀行の特許状によれば，1ポンド以下の銀行券発行は禁止されており[52]，民間銀行券は「一般流通」に入ることはなかった。

表・5は，オーストラリアの銀行券の発行額の推移を示したものであるが，これによると発行額は1860年代に減少し，1870年代以降回復して着実に増加していく。だが表・6の NSW の銀行券流通額にみるように流通額は1890年まで大きく増加していない。この点は，同じ時期に預金が飛躍的に増加したことから銀行業務の停滞を表わすものでなく，銀行券発行自体に関係するものと推測される。

銀行券発行額の減少は，預金通貨の発達とともに銀行間決済制度の発展と1867年のメルボルン手形交換所の設立に要因があると考えられる。手形交換所および銀行間決済制度の発展に考察を加えておく。

手形交換所には為替手形，小切手，銀行券等々が持ち込まれ，交換所の清算人は，交換差額を各銀行の支払い額と受取り額に分けて翌日各行に呈示した。各銀行間の清算は，500ポンド以上の場合，為替受領書 (exchange vouchers) または鋳貨証書 (coin certificates) によって行なわれ，500ポンド以下の小額は次期に繰り越されるか鋳貨で支払われていた。為替受領書は，加盟銀行が交換所の保管人に預金した鋳貨にたいして発行された預金受領書であり，額面は500ポンド，1000ポンドであった。そして清算の進展過程で発生してくる為替受領書の不均衡は最終的に金で決済されていた。つまり交換所における交換差額の決済は，銀行券によって行なわれていなかった。

手形交換所の存在しないところでは銀行間の週毎の清算が行なわれていた。銀行は，送付されてきた取立為替にたいして直接に支払わず，送付した銀行に債権を与えた。逆に銀行は，債権を持つ銀行にたいして取立為替を送付し，相互の債権を相殺し，相殺残高を週毎に清算した[53]。

以上から明らかなように，手形交換所における交換差額の決済が銀行券によってでなく，交換所の発行する為替受領書によって行なわれたために銀行間決済にとっての銀行券流通は圧縮され，かつ銀行間決済制度の発展によってますます流通に占める銀行券流通の範囲が減少することになった。

51) NSW 銀行は，1823年の新特許状において4シリングから20ポンドの銀行券の発行を承認された (R. F. Holder, *op. cit.*, p. 53.)。また1822年にスペイン・ドルで表示された銀行券の発行を決定していた (*Ibid.*, p. 63)。

52) S. J. Butlin, *ANB*, p. 26.

53) *Bankers' Magazine*, June, 1888, p. 616.

オーストラリアでは，当時中央銀行も存在しなかったし，政府が紙幣を発行することもなかったので，紙券の流通においては，民間銀行券が専一的に流通していた。だが1866年のイギリスの信用恐慌の余波を受けて紙券の流通に変化が生まれてくる。以下その点を考察する。

1860年代にはいるとオーストラリアの鉄道建設は，植民地政府の手によって行なわれるようになった。このためにイギリス資本が導入されることになるが，この導入は，オーストラリアの有力銀行団とロンドンの関係銀行がロンドン証券取引所とのパイプ役となって，植民地政府債を発行することによって行なわれた[54]。そしてクインズランド政府は，1860年代の中頃に鉄道建設に着手し，この時期にロンドンからの借り入れを大幅に拡大していた[55]。

1866年5月にはイギリス海外貿易の混乱とロンドン金融市場のパニックが起こり，オーストラリアではクインズランド植民地が大きな打撃をこうむることになった。同政府は，鉄道建設および公共事業の運転資金をオーストラリアの各銀行から借りており，恐慌の影響による資金需要の逼迫にいたった時期でも，公共事業を以前と同じように維持するために諸銀行に積極的に援助を求めた。だがすでに多額の貸付を行なっていた諸銀行は，莫大な公共事業の打ち切りと租税の引き上げを主張した[56]。そこで同政府は，大蔵省手形（Treasury Bill）と法貨性を有しない大蔵省紙券（Treasury Note）の発行によって巨額の政府支出の不足金を補う計画を立てた。植民地大蔵省紙券は，要求に応じて同大蔵省で正貨（鋳貨）と兌換できた。そして発行の準備は，大蔵省に保有されている鋳貨と大蔵省手形であった。この準備のうち少なくとも3分の1は鋳貨でなければならなかった。このときの植民地大蔵省紙券の流通は，年3万1千ポンドというわずかな額にとどまった[57]。

この紙券は，従来の民間銀行券とは全く別個に政府の財政資金の不足を補うために政府の手によって発行された「兌換政府紙幣」である。この政府紙幣の性格については後述することにするが，この政府紙幣の発行が財政資金の不足を補うことを目的としたものであるという点は，1694年のイングランド銀行の創設と同銀行券の発行にいたった原因と酷似するものである。

1870年代以降のイギリス資本の流入は，銀行の現金信用による長期貸付と牧畜金融会社の活動を通して牧畜投資を拡大し，80年代の土地投機を引き起こした[58]。加えて牧畜金融会社および建築会社の拡大は，銀行と激しい競争をまねいた[59]。

だが牧畜業は，1880年代中頃からの羊毛価格の大幅な下落，土地購入および改良投資のための巨額の負債の増加，賃金上昇によって経営悪化に陥った。建築会社は，住宅建設の停滞と1888年終わりからの土地価格の暴落・投機の失敗によって1889年から倒産していった。1890年にはイギリスのベアリング恐慌の影響によって資本の引き上げがおこり，1891－93年には，牧畜金融会社と銀行が倒産に追い込まれた[60]。メルボルンにおいては，1891年7月～1892年5月の間に20社の牧畜金融会社・建築会社・銀行が倒産した。その預金総額は，10,582,806ポンドであった。1893年1月のフェデラル銀行（Bank of Federal）の倒産から，銀行の危機は最悪の第3段階に突入した[61]。同年4，5月に支払停止した銀行の預金および銀行券発行額は，全預金の56%，銀行券発行総額の61.3%に達した。すなわち，少なくともオーストラリアの全銀行の預金の半分は凍結され，そして少なくとも流通銀行券の半分が自由に兌換することが不可能に

54) 荒井，前掲論文，111-112頁。
55) この点については N. G. Butlin, *Investment*, p. 324, p. 338の表を参照されよ。
56) R. F. Holder, *op. cit.*, p. 325.
57) R. Chalmers, *op. cit.*, p. 280.
58) 伝田，前掲論文，36-37頁。
59) J. D. Bailey, *op. cit.*, p. 135.
60) S. J. Butlin, *ANB*, p. 281.
61) *Ibid.*, pp. 287-288.

なった[62]。

NSW では第一に，政府は銀行条例のもとに民間銀行券にたいして法貨性を付与しようとした。だがオーストラレイシア銀行とユニオン銀行の反対にあい[63]，政府が躊躇するなかで，金融恐慌は激化した。政府は5月15日に，支払停止していない4行の銀行券にたいして法貨性を翌日から6ヶ月間付与することに決定した。こうして NSW では，店を開けている銀行は正貨を支払う義務をまぬがれた。そして銀行は預金支払いに銀行券で対応し，大衆はこれらの銀行券を受け入れて，金融恐慌は緩和した[64]。

第二に，同植民地政府は，当座預金条例を発布して，各行の当座預金勘定の半分の額まで大蔵省紙券（Treasury Note）を貸付けることにした。この大蔵省紙券は，法貨性を有するとともに，通常5年満期ないし，通知されればそれより短かい満期に大蔵省で金と兌換された。そしてこの紙券流通額は35万8千ポンドにすぎず，1893年中にすべて兌換によって回収されてしまった。パニック収束後の1894年に再建された12行の銀行券にも法貨性が付与された[65]。

クインズランドにおいて，植民地政府はNSWと同様に民間銀行券に法貨性を付与しようとした。だが同様にオーストラレイシア銀行とユニオン銀行の反対にあい，これを断念した。そして1866年に実施されたのと同じ方法を採用することとした。まず銀行券発行税（stamp tax）を3％から10％へ引き上げた。この措置は，銀行券の発行を事実上禁止することを意味するとともに，クインズランドではこれ以降，私的銀行が銀行券を発行することはなかった。

私的銀行券の流通に代って同植民地政府は，大蔵省紙券（Treasury Note）を発行することにし，これを各銀行に4％の利率で貸し付けた。同紙券は政府によって法貨性を付与され，要求あり次第大蔵省において鋳貨で支払われた[66]。

表・7は，NSW 銀行の1895年の貸借対照表であるが，この表によれば大蔵省紙券は，資産勘定に記帳されている。この点は，同行が発行した銀行券が負債勘定に記帳され，銀行にとって「債務の貸付」を意味するのときわだった相違を示している。また表・8は，クインズラン

表・7　NSW 銀行の貸借対照表　1895年9月
（千ポンド）

負　債		資　産	
銀行券	734	鋳貨・地金	5,732
預金	17,344	現金勘定	
支払手形	3,292	政府証券	755
他債務		市・その他債	70
資本	1,894	クインズランド大蔵省紙券	101
準備金	1,172	受取手形	2,500
損益	115	割引手形	
不確定債務	234	ローン・貸付	14,675
		その他	951
負債総額	24,785	資産総額	24,785

（注）　百ポンド台を四捨五入しており，各項目の合計と総額が一致していない。表・8も同じ。
（出典）　*Bankers' Magazine*, Jan, 1896, p. 95.

表・8　クインズランド国民銀行の貸借対照表　1895年9月
（千ポンド）

負　債		資　産	
資本金	868	鋳貨地金	921
流通手形	230	大蔵省紙券	102
預金	8,993	現金勘定	287
大蔵省紙券預金	242	送金手形	767
		コール短期通知貨幣	225
		政府証券	41
		受取手形	7,705
		その他	285
負債総額	10,333	資産総額	10,333

（出典）　*Bankers' Magazine*, April, 1896, p. 605.

62) *Ibid.*, p. 300.
63) 両行が法貨性の付与に反対したのは，両行の銀行券の流通量が比較的多いことと，金融危機においても他行の銀行券に代って流通量を拡大できるほど銀行券の信用が高いことにあった（*Bankers' Magazine*, May, 1895, p. 735）。
64) T. A. Coghlan, *op. cit.*, Vol. III, pp. 1678-1679.
65) *Ibid.*, pp. 1679-1680.
66) *Ibid.*, pp. 1783-1784.

ド国民銀行の貸借対照表である。同行は，クインズランドに主力を置いた「ローカル・バンク」であり，同植民地における銀行券の発行禁止によって預金銀行となった。

大蔵省紙券は法貨性を付与された政府紙幣であるが，同時に兌換性も有していた。この兌換準備は発行額の3分の1を大蔵省保有の鋳貨で，残りの額は大蔵省手形（Treasury Bill）で形成されていた。銀行は大蔵省紙券を借りる場合，借り入れ額の25%を鋳貨で同省に預金しなければならなかった[67]。この銀行による見返り預金が大蔵省紙券の発行準備の鋳貨の大半を占めることになった。つまり大蔵省紙券の発行は民間銀行の預金に支えられてもいた。だが，兌換準備としての鋳貨は紙券発行額の3分の1にすぎなかったので，これを上回る部分は，大蔵省手形の発行によって補われた。つまり兌換請求が増加し，鋳貨不足に陥った場合，大蔵省は大蔵省手形の販売によって補った。大蔵省手形は10年満期の4%利付証券であり，同手形は政府首相（President of the Council），下院議長（Speaker），植民地大蔵大臣（Colonial Treasurer）に委託保有されており，兌換準備を含めた各種の支払いのために彼等の強制によって譲渡されていた[68]。

かくしてクインズランド大蔵省紙券の発行は，銀行信用の動揺によって民間銀行券の兌換性が疑わしくなり，また支払停止という事態にたいして，植民地政府が銀行信用を救済するためにおこなったものである。この紙券は銀行の債務をなし，かつ還流するところの銀行券でなく，政府の法貨性の付与によって強制的に通用させられた政府紙幣である。つまりこの紙券は，銀行信用によってでなく基本的に国家信用によって流通させられている。だが同時にこの紙券は兌換性を有しており，そしてこの兌換準備の25%が民間銀行の政府預金によっていることから，政府は，その強制通用力だけで紙券を流通させるほど信用の高い状態になかった。そのかぎりでこの紙券の流通は，国家信用を根拠としながらもその一端を銀行信用に支えられていたといえる[69]。

1893年金融恐慌下の銀行信用の動揺は，民間銀行券の発行禁止と法貨性を有する兌換政府紙幣の発行にみるように国家信用がむき出しに発動されることによって支えられた。ここに国家信用の銀行信用への介入の「植民地的」特質をみることができる[70]。

67) *Ibid.*, p. 1784.
68) *Ibid.*, p. 1783.

69) 国家信用についてはイングランド銀行設立時における国家信用の性格評価について代表的見解を紹介しておこう。玉野井氏は，国民経済の確立→商業手形の割引→発券という視角からイングランド銀行の近代的性格を見出された。だがその場合，氏は同行の国庫貸付の比重がきわめて高いことを「守舊的な性格」として考えられていた。つまり氏は，銀行券発行に関する国家信用を旧い信用制度の残滓として否定された（玉野井昌夫「イングランド銀行の成立とイギリス金融制度の展開」学習院大学『政経学部研究年報』1，1953年）。これにたいして，イングランド銀行設立において国家信用の性格を中央銀行券の本質規定にかかわるものとして積極的に評価を打ち出されたのは，松井氏であった。氏は，同行の設立にさいして政府貸上金の額だけシールドビル（金属無準備銀行券）の発行が許されたこと，またその後も同行には保証発行銀行券が存在したことに注目された。この事実を国家信用のイングランド銀行への肩代わりと理解された。そして兌換銀行券の本質を私的銀行信用と公信用（国家信用）との「二重性」として規定し，兌換銀行券そのもののなかに不換銀行券への転化の可能性を見出された（松井安信「兌換銀行券のいわゆる「転化」問題（その2）一飯田教授の「二重の本質と二重の運動」に関連して一」北海道大学『経済学研究』第13巻第1号，1963年）。

70) クインズランド大蔵省紙券の発行の特質を明らかにするために同紙券の発行をイングランド銀行券（イギリス），国立銀行紙幣（日本），国法銀行券（アメリカ）等の発行と比較しておく。イングランド銀行の保証準備発行額は，同行の政府への貸上金にたいして発行を許可された銀行券である。つまりイングランド銀行が政府に貸し付けた額にたいして政府が同行に銀行券の発行を保証したことは，国家と銀行の関係が商取引上の債権・債務関係に擬制されており，この点は「公（国家）信用がじつに巧妙に銀行信用のなかに吸収され」（松井安信『信用貨幣論研究』日本評論社，1970年，115頁）たと言われるところである。

金融恐慌は，銀行券への法貨性の付与および大蔵省紙券の発行によって収束していった。だが民間銀行券に代って政府紙幣が流通しつづけたのは，クインズランドにおいてだけで，他の植民地に波及しなかった。クインズランドでの大蔵省紙券の発行は，4％利付き貸し付けであったので政府の利殖手段であると批判されていた。

しかし銀行は，紙券の発行が個々の政府による発行でなく，連邦政府による統一的基礎のもとに発行されることまで否定してはいなかった。彼等はむしろそれを積極的に求めて連邦運動を推進していった[71]。1901年連邦結成によって外国との貿易および商業，税制等々と共に金融に関する立法権は，連邦議会に与えられた[72]。そして1910年のオーストラリア紙券条例(Australian Notes Act)において大蔵省は，諸銀行の銀行券にたいして10％の発行税を課し，また各州の紙券発行を禁止するとともに連邦政府紙券を発行することにした[73]。これによってクインズランド州の紙券も回収された。そして連邦政府紙券は，10シリング以上数種の額面で発行された兌換政府紙幣であり，発行制度は25％を金準備で保証した700万ポンドとこれを上回る額を全額金準備とするものであった[74]。

連邦銀行は，1911年に設立され，翌年の1月から営業を開始したが，同行は発券の権限のない一種の貯蓄銀行であった。同行が中央銀行券の発行を始めるのは1924年になってからであり[75]，それまでオーストラリアでは兌換の政府紙幣が流通していた。

かくて明らかなようにクインズランド大蔵省紙券の発行は，オーストラリアにおける発券集中のきわめて重要な第一歩であった。クインズランドにおいては1893年以降発券の集中によって民間銀行は預金銀行となっていた。そしてオーストラリアの発券集中過程は，対極において銀行の預金銀行化を形成するとともに「ブリティッシュ・バンク」をオーストラリアの預金銀行として同国の金融機構の中に組み込んでいくことになった。

おわりに

1850年以降の貸付業務の変化と発券集中の過

国立銀行紙幣と国法銀行券とは，公債を担保に銀行に公布されたものであり，この公債担保はイングランド銀行の場合の政府への貸上金に相当するものである。そのかぎりで政府と銀行は擬制的な債権・債務関係を持っており，両紙券は国家信用と銀行信用との二重性を有していた。だがクインズランド大蔵省紙券の場合，国家信用が擬制的関係を形成せずに直接に銀行に貸し付けられていた。この点が国家信用の銀行信用への介入がむき出しの形態を取っているといえる。

次にイングランド銀行券，国立銀行紙幣，国法銀行券は銀行にたいして債務を形成したのにたいして，クインズランド大蔵省紙券は銀行にとって資産であり，銀行券でないことを明確に示している。

さらに国立銀行紙幣は，兌換銀行券であるにもかかわらず，兌換として還流したためほとんど流通しなかった。日本の場合，銀行制度と発券制度の創設は，手形流通の狭隘さと弱体のため上からおしつけられてつくり上げられたという後進資本主義の特質を示していたが，クインズランド大蔵省紙券の兌換準備の25％が銀行預金によって形成されていたことは，民間諸銀行が設立当初から兌換銀行券を発行しつづけてきたことと共に自生的に発展してきたオーストラリアの銀行制度を示すものである。だがこの自生的発展は，イギリスの植民によって形成された資本とイギリス資本の導入とに基づくこと，そしてこれはオーストラリアへのイギリス近代銀行制度の直接導入を意味しており，これこそイギリスの開拓植民地の特質を示している。国立銀行紙幣については，岡橋保『銀行券発生史論』有斐閣，1969年，53-92頁を参照されたい。また国法銀行券については，高山洋一『ドルと連邦準備制度』新評論，1982年，45-104頁を参照されたい。

71) S. J. Butlin, *ANB*, p. 324.

72) マニング・クラーク，前掲書，219頁。

73) J. S. G. Wilson, The Commonwealth Bank of Australia, ed. R. S. Sayers, *Banking in the British Commonwealth*, Oxford, 1952, p. 40.

74) S. J. Butlin, *ANB*, p. 345.

75) コモンウェールズ銀行の設立以降については，石垣健一「オーストラリアにおける中央銀行制度の発展」(神戸大学経済経営研究所『経済経営研究』第30号）を参照されよ。

程を中心にオーストラリアの金融制度の発展について考察を加えてきたが，1860年以降の土地改革をきっかけに銀行の貸付は，長期性預金・イギリス預金の拡大を基盤にして，手形割引から現金信用による牧畜業への長期貸付へと転換していった。貸付業務の変化は，銀行による不動産権利証書の収得を基礎に銀行の当座預金・貸越制度と委託販売制度を発達させた。銀行は，これらを通して牧畜業との間に資金および経営的に密接な関係を形成していった。そして預金の増加と当座預金制度の発達は，商業上の決済通貨としての銀行券の流通を抑制することになり，このことは銀行の性格を発券銀行から預金銀行へ転換させる一つの条件となっていった。

さらに1860年代後半からの銀行間決済制度の発達とシドニー手形交換所の設立は，銀行間決済のための銀行券の流通を減少させることによっていっそう銀行券流通の範囲を狭めた。1850年代より始まったオーストラリアの経済発展と牧畜金融ブームは，1893年の金融恐慌によって終りをつげるとともに，民間諸銀行による発券制度は，クインズランド植民地にみられるように政府紙幣発行制度へ転換した。この転換は，オーストラリアの発券集中の第一段階であった。その後の発券集中の過程は，中央銀行を頂点とした金融制度を形成していくとともに民間銀行の預金銀行化を確実な流れとしていった。

オーストラリアの第2期の金融制度の変化の主要な点は以上のことにあったが，「ブリティッシュ・バンク」もこの流れに規定されていた。彼等は，植民地およびイギリス預金も含めて預金を拡大するとともに表・9の預金にたいする現金準備率の低下と貸付の増加にみられるように牧畜金融を拡大して牧畜業と密接な関係を形成した。だが預金は急速に増加したにもかかわらず銀行券の発行額は，1860年代以降ほとんど増加しなかった。つまり彼等も預金銀行化していったのである。かくて「ブリティッシュ・バンク」が，オーストラリアの金融構造の変化の中で着実に再生産過程と金融制度の中に定着し

表・9　有力ブリティッシュ・バンク3行の主要項目　（千ポンド）

銀行名	項目	1850年	1860年	1870年	1880年	1890年	1900年
オーストラレイシア銀行	銀行券	120	462	295	325	435	483
	預金	596	2,310	2,953	5,804	13,658	13,651
	現金	620 (30)	696 (24)	696 (18)	1,055 (19)	2,634 (23)	3,145
	貸付・割引	1,284	2,987	4,370	6,144	14,470	13,326
ユニオン銀行	銀行券	—	478	324	345	404	439
	預金	—	2,812	3,220	6,719	14,188	15,226
	現金	12 (30)	832 (27)	873 (21)	1,389 (22)	3,118 (24)	3,677
	貸付・割引	598	5,119	4,303	7,344	14,106	13,697
E. S. A. 銀行	銀行券	—	78	92	154	192	24
	預金	—	552	765	2,295	5,956	4,804
	現金	— (23)	126 (27)	203 (19)	432 (15)	874 (17)	829
	貸付・割引	—	1,084	1,529	3,263	7,321	3,948

（注）　1850年がバランスを欠いているのは，負債勘定の資本金・支払手形の占める割合が高いためである。
（　）内の数字は預金にたいする現金の割合を示したものである。
（出典）　*Bankers' Magazine*, 1851, 1861, 1871, 1881, 1891, 1901, 各年号より作成。

図・1 Australia and New Zealand Banking Group Limited の形成過程

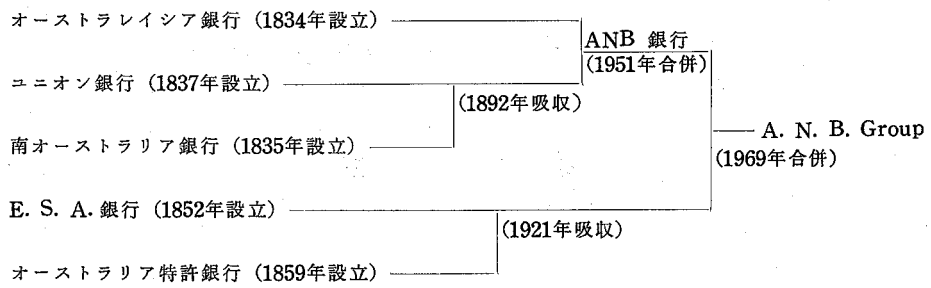

出典）S. J. Butlin, *ANB*, p. 21 より作成。

たことを確認できる。その後「ブリティッシュ・バンク」の各行は，図・1のように集中合併をとげて Australia and New Zealand Banking Group Limited に統一された。20世紀にはいってからの同銀行群の活動についての詳細な研究は別に稿を改めることにして，同行は1976年に本店をロンドンからメルボルンに移してほぼ完全にオーストラリアの銀行となった[76]。

76) *The Bankers' Almanac and Year Book*, 1977-78, p. 333. を参照されよ。